

静岡県信用農業協同組合連合会

平成30年度上半期経営状況のご案内

(平成30年9月30日現在)



KENSHINREN
静岡県信連

静岡県信用農業協同組合連合会の平成30年度上半期（平成30年4月1日から平成30年9月30日）における経営状況（単体）について、ご案内いたします。

～ 開 示 項 目 ～

静岡県信連について

1. 静岡県信連の概要
2. 経営方針
3. 静岡県信連グループ中期経営計画
4. JAバンク自己改革の取組み
5. 農業メインバンク機能の強化等にかかる取組み

業 績

1. 主要勘定の状況
2. 損益の状況
3. 単体自己資本比率（国内基準適用）
4. 不良債権の状況
5. 有価証券等の時価情報

地域の皆さまとの関わり

1. 地域に対する当会の考え方
2. 地域の皆さまからの資金調達・
地域の皆さまへの資金供給の状況
3. 地域密着型金融への取組み
4. 社会的・文化的貢献活動等

静岡県信連について

1. 静岡県信連の概要

(平成30年9月30日現在)

- 設 立：昭和23年8月
- 住 所：静岡市駿河区曲金三丁目8番1号
- 会 員 数：51会員（正会員31会員／准会員20会員）
- 出 資 金：1,113億円
- 役 員 数：経営管理委員16名／理事5名／監事4名
- 職 員 数：274名（男子172名／女子102名）
- 店 舗 体 制：本店／富士営業部／浜松支店

2. 経営方針

経営方針

当会は、“農業金融を協同の精神で支援する県単位の連合組織金融機関”であるとともに、“地域社会と地域経済に密着した金融機関”として会員・お客さまの期待と信頼にこたえることを使命とします。

理 念

- 連合組織金融機関として調和を大切に効率的な組織機能を発揮します。
- 創造性ある金融サービスをとおして地域社会と夢のあるつながりを目指します。
- 社会的責任を自覚した健全経営を行います。

3. 静岡県信連グループ中期経営計画

当会では、農業者・利用者・地域に選ばれ、成長し続けるJAバンク静岡の実現に向け、「静岡県信連グループ中期経営計画（平成29～31年度）」における「農業所得増大・地域活性化への全力投球」、「JAバンク静岡の発展に資する更なる機能発揮」を使命と位置付け取り組んでいます。

静岡県信連グループ中期経営計画（平成29～31年）

【使命1】

農業所得増大・地域活性化への全力投球
～JAバンク自己改革“3本柱”の実践～

地域No.1戦略（農業メインバンク機能強化）

オンリー・ワン戦略（生活メインバンク機能強化）

安心バンク戦略（経営管理・ガバナンス・営業基盤強化）

信連グループ体となったJA事業サポート戦略

【使命2】

JAバンク静岡の発展に資する更なる機能発揮
～JAバンク静岡としての財務健全性確保～

「食と農」の専門性を活かした融資戦略

安定した利益還元のための余裕金運用戦略

安定調達戦略

安定的財務運営戦略

4. JAバンク自己改革の取組み

農業を取り巻く状況は厳しさを増すなか、JAグループは、平成26年に自らの改革として「JAグループ自己改革」を策定しました。JAバンクも、JAグループの一員としてこれまで以上に農業・地域に貢献していくため、信用事業の取組みを「JAバンク自己改革」としてとりまとめ、より一層加速させて実践しております。

当会におきましても、JAバンク静岡アグリサポートプログラムをはじめとした農業者支援や、JAらしい金融サービスの提供等を通じ、農業・地域経済の発展に貢献していきます。



5. 農業メインバンク機能の強化等にかかる取組み

<JAバンク静岡アグリサポートプログラム>

JAバンクでは「農業所得増大・地域活性化応援プログラム」として、①グローバルな食市場獲得応援、②農畜産物の付加価値向上応援、③担い手の規模拡大等効率化応援、④地域活性化等応援の全国施策を展開しています。

当会は、静岡県の特性を踏まえ、全国施策ではカバーしきれない領域を加え、平成28年度から平成30年度まで「JAバンクアグリサポートプログラム」を展開しています。

①JAバンク静岡保証料助成

農業資金のお借入をされる農業者を支援するため、保証料助成による金融支援を行っています。

②自然災害による農業被害への金融支援

台風・凍霜害・雪害等の自然災害に遭われた農業者へ利子補給・保証料助成による金融支援を行っています。

③担い手農業者への融資サポート策

担い手農業者が必要とする資金のうち、JAが要項適用外等の理由により対応が困難なものについて、当会の審査基準・与信判断により対応を検討します。

④親元就農支援

若い労働力の確保や後継者育成につなげるため、親元で農業を学ぶ新規就農者に育成支援を行っています。

⑤担い手育成支援

農畜産業の担い手の育成や、地域農業基盤の振興・発展及び地域活性化につなげるため、県内の農業高校や農林大学校の学生が行う研究等に対して費用助成を行っています。

⑥農業者の知識・技術向上支援

農業者の農畜産業に関する知識や技術の向上及び農業者の所得向上を目的として、JAが開催する研修等に係る運営費用の助成を行っています。

⑦農業振興支援

県下JA又は、JA出資型農業法人が行う地域農業の継続的な発展に向け、将来の担い手への技術指導・育成支援並びに農業所得向上に向けた営農支援体制を整備することを目的として実施される事業に対して助成を行っています。

⑧柑橘果樹経営体応援

県内柑橘果樹生産者に対して、機械化による省力化の推進や高品質化に向けた技術導入を促進するために、購入費用の一部に対して助成を行っています。

⑨GAP第三者認証に関する支援

農業者がGAPによる適切な農場管理及び第三者認証取得を目指すために、JA組織として導入に向けた体制整備や指導員資格等取得費用のうち、当会が承認したものに対して助成を行っています。

⑩マーケティング支援

マーケティングに係る情報等を掲載した機関誌を作成・配布し、農業経営におけるマーケティング意識の向上を図っています。

⑪JAバンク利子補給

農業資金の融資を受ける農業者の借入負担の軽減を図り、経営をバックアップするため、利子補給による金融支援を行っています。

⑫新規就農応援

独立新規就農者に対して、経営が不安定な就農直後における営農費用の支援、また、より多様な新規就農者を育成するために新規就農者の研修受入先に対しても助成を行っています。

業 績

1. 主要勘定の状況

(単位：百万円)

項 目	平成29年9月期	平成30年3月期	平成30年9月期
貯 金	3,902,060	3,901,919	3,990,001
貸 出 金	336,873	374,645	407,059
預 け 金	2,823,468	2,698,165	2,932,426
有 価 証 券 等	960,520	1,059,962	921,343

- (注) 1. 貯金には譲渡性貯金を含めて表示しています。
2. 有価証券等には金銭の信託・買入金銭債権を含めて表示しています。

2. 損益の状況

(単位：百万円)

項 目	平成29年度(29年9月期)	平成30年度(30年9月期)	《参考》 平成29年度(30年3月期)
経 常 収 益	22,341	23,788	39,977
経 常 費 用	15,337	17,895	32,648
経 常 利 益	7,004	5,892	7,329
当 期 剰 余 金	5,387	4,502	6,224

- (注) 平成29年度(29年9月期)及び平成30年度(30年9月期)は、半期ベースの実績です。
また、平成29年度(29年3月期)は、年間ベースの実績です。

3. 単体自己資本比率(国内基準適用)

(単位：百万円)

項 目	平成29年9月期	平成30年3月期	平成30年9月期
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	242,779	236,854	240,785
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	397	541	545
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	242,381	236,312	240,240
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,393,957	1,372,817	1,465,069
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	17.38%	17.21%	16.39%

- (注) 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

一般に自己資本比率とは、貸出金や有価証券等で運用している「総資産」に対する「自己資本」の割合をいいます。不測の事態における金融機関の拠り所は自己資本であり、自己資本比率は、金融機関の健全性を測る重要な指標です。農業協同組合法等の法令では、自己資本比率が4%未満(国内基準)のJA・信連に対し、経営の改善及び業務の停止等の命令が発令されることが規定されていますが、平成30年9月期の当会の自己資本比率は16.39%と発令基準である4%を大きく上回っています。

4. 不良債権の状況

<金融再生法に基づく開示債権>

(単位：百万円)

債 権 区 分	平成29年9月期	平成30年3月期	平成30年9月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7	7	7
危険債権	9,333	7,807	7,412
要管理債権（貸出金のみ）	—	—	—
小 計	9,340	7,815	7,419
正 常 債 権	330,676	369,818	402,537
合 計	340,017	377,633	409,956

保 全 額	平成29年9月期	平成30年3月期	平成30年9月期
担 保 ・ 保 証	3,412	3,399	3,343
引 当	5,779	4,366	4,050

<リスク管理債権>

区 分	平成29年9月期	平成30年3月期	平成30年9月期
破綻先債権額	—	—	—
延滞債権額	8,260	6,838	6,436
3か月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計	8,260	6,838	6,436

〔用語の説明〕

<金融再生法に基づく開示債権>

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- 要管理債権
3か月以上延滞債権で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しないもの及び貸出条件緩和債権
- 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権

<リスク管理債権>

- 破綻先債権
元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金
- 延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金
- 3か月以上延滞債権
元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として3か月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）
- 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く）

5. 有価証券等の時価情報

<有価証券>

(単位：百万円)

区 分	取 得 価 額	時 価	差 額
平成29年9月期			
売 買 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	234,176	246,263	12,086
そ の 他	611,143	647,163	36,019
合 計	845,320	893,427	48,106
平成30年3月期			
売 買 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	219,715	231,331	11,615
そ の 他	736,943	766,874	29,931
合 計	956,659	998,206	41,546
平成30年9月期			
売 買 目 的	4,954	4,866	△ 88
満 期 保 有 目 的	192,354	202,341	9,987
そ の 他	594,461	626,396	31,934
合 計	791,769	833,604	41,834

- (注) 1. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっています。
 3. 売買目的及びその他の有価証券については時価を、満期保有目的の有価証券については取得価額を貸借対照表価額としています。
 また、売買目的の有価証券の評価損益については、当該期の損益に含まれています。

<金銭の信託>

(単位：百万円)

区 分	取 得 価 額	時 価	差 額
平成29年9月期			
運 用 目 的	1,697	1,713	15
満 期 保 有 目 的	—	—	—
そ の 他	62,950	63,474	524
合 計	64,647	65,187	540
平成30年3月期			
運 用 目 的	1,697	1,697	—
満 期 保 有 目 的	—	—	—
そ の 他	70,890	71,673	783
合 計	72,587	73,371	783
平成30年9月期			
運 用 目 的	3,397	3,361	△ 36
満 期 保 有 目 的	—	—	—
そ の 他	75,560	75,957	397
合 計	78,957	79,318	360

- (注) 1. 本表記載の金銭の信託の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっています。
 3. 運用目的及びその他の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額としています。
 また、運用目的金銭の信託の評価損益については、当該期の損益に含まれています。

地域の皆さまとの関わり

1. 地域に対する当会の考え方

当会は静岡県下JA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済に密着した地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた組合員及び地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としており、資金を必要とする組合員の皆さまや、JA・農業に関連する団体及び県内の企業・地方公共団体等にもご利用いただいています。

当会は、JAとの強い絆とネットワークを形成することで信用事業機能を強化し、皆さまの経済的・社会的地位の向上を支援するとともに、地域のパートナーとして農業と地域経済の持続的発展に貢献することを使命としています。

また、金融サービスの提供にとどまらず、文化、教育、環境、福祉といった面も視野に入れ、地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

2. 地域の皆さまからの資金調達・地域の皆さまへの資金供給の状況

＜地域の皆さまからの資金調達の状況＞

◇ 預り先別貯金残高

(単位：百万円)

預り先	平成30年3月期	平成30年9月期	増減
会員	3,816,525	3,904,935	88,409
農協	3,796,065	3,882,229	86,163
連合会	6,943	8,594	1,651
会員の組合員	595	537	△ 57
准会員・みなし会員	12,922	13,573	651
員外	28,370	29,560	1,190
合計	3,844,895	3,934,495	89,600

(注) 譲渡性貯金は除いて表示しています。

＜地域の皆さまへの資金供給の状況＞

◇ 貸出先別貸出金残高

(単位：百万円)

貸出先	平成30年3月期	平成30年9月期	増減
会員	4,646	4,297	△ 348
農協	645	613	△ 32
連合会	1,479	1,416	△ 63
会員の組合員	1,949	1,672	△ 277
准会員・みなし会員	570	594	24
員外	96,306	96,910	603
合計	100,952	101,207	255

(注) 県外貸出金は除いて表示しています。

◇ 農業関係貸出金残高（県下JA・当会取扱分）

（単位：百万円）

資 金 名	平成30年3月期	平成30年9月期	増 減
農 業 制 度 資 金	18,192	17,440	△ 752
農 業 近 代 化 資 金	5,062	4,778	△ 283
農 業 改 良 資 金	197	167	△ 29
ス ー パ ー L 資 金	3,484	3,196	△ 288
青 年 等 就 農 資 金	1,111	1,394	283
そ の 他 制 度 資 金	8,337	7,903	△ 433
アグリビジネスローン	602	532	△ 70
JA農業者ローン・ JAアグリマイティー資金	7,057	7,839	781

〔資金の説明〕

○ 農業近代化資金

農業を営む方や農業に関わる団体が、施設や農機具の取得、家畜購入、果樹植栽、小規模な土地改良、6次産業化への取組などを行うときに利用できる資金です。

○ 農業改良資金

エコファーマー、6次産業化の事業認定を受けた農業者等が行う施設の造成等、最新技術の導入、販売事業の開始等のために利用できる無利息資金です。

○ スーパーL資金

日本政策金融公庫資金のうち、認定農業者向けの資金です。他の制度資金と比べ、償還期間を長く設定でき、大規模な投資を行う際に利用できる資金です。

○ 青年等就農資金

認定新規就農者の方が経営を開始するために必要な事業に対して利用できる無利息の長期資金です。

○ アグリビジネスローン

農業法人等農業の担い手を育成支援し、地域農業の振興に資するための運転資金・設備資金に利用できる資金です。

○ JA農業者ローン

農業のために必要な設備資金、運転資金、太陽光発電設備資金など、幅広い用途に利用できる資金です。

○ JAアグリマイティー資金

農業のために必要な設備資金、運転資金のほか、太陽光発電設備資金や地域振興対策資金など、農業に関する幅広い用途について、他金融機関からの借換も含めて対応できる資金です。

3. 地域密着型金融への取組み

＜農業者・中小企業等の経営支援に関する取組方針＞

当会は、「創造性ある金融サービスをとおして地域社会と夢のあるつながりを目指す」という理念のもと、堅実・健全な経営を行い、農業者・中小企業等のお客さまに質の高い総合金融サービスを円滑にご提供することを「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、地域密着型金融への取組みを進めていきます。

◇ 6次産業化・農商工連携への支援

農業への支援強化の一環として、6次産業化や農商工連携に取組む事業者の皆さまに「6次産業化・農商工連携サポート資金」をご用意しています。

◇ ビジネスマッチング

お取引先の販路拡大等の新たなビジネスチャンスを生み出すビジネスマッチングに積極的に取り組んでおり、平成30年度上期のマッチング件数は59件で、うち10件が成約となっています。

連携先	ニーズ内容	マッチング先	概要
卸売業 (酒類販売)	大手通販サイト向けに供給可能な商品の紹介を希望	静岡経済連	「揉一ひとえ(お茶)」関連商品10種類の掲載が決定。
製造業 (食料品)	当社製品の安定生産に向け、県内産トマトの仕入れを希望	JA遠州夢咲	中玉トマトを納品し、以降の継続取引が決定。
製造業 (日本酒等)	商品開発のため、三ヶ日みかん(加工済)の提供を希望	JAみっかび	JAみっかびより濃縮果汁の提供を受け、数量限定商品を30.12より販売開始予定。
サービス業 (宿泊施設運営等)	レジャー施設内で販売する農産物の仕入れを希望	静岡経済連	お茶のティーバッグ、タルトケーキ等の商品納入が決定。

◇ 子育て世代のライフプラン支援

JAバンク静岡では、地域・社会へ貢献する金融機関として、少子化対策の観点から静岡県及び県下全市町により実施されている『子育て支援パスポート事業』に賛同し、お得な特典のある「子育て支援定期積金 すくすく」、「子育て支援定期積金 すくすくプラス」をご用意しています。

また、静岡県内の子育てパパ・ママを応援するスマートフォン向けアプリ「paJAma」を展開し、子育て・料理・レジャーに関する情報に加え、静岡県のJAグループの食農教育活動や旬の農産物の情報など、子育て世代の皆さまのお役に立つ様々な情報をお届けしております。

JAバンク静岡では、今後も子育て支援商品のご提案やアプリの情報・クーポンを一層充実させ、子育て世代のライフプランを応援していきます。



【paJAmaの機能概要】

子育て情報・機能	◇子育て	・子供の発育情報・各種行政サービスなど
	◇レシピ	・旬の食材を使ったレシピ・離乳食など
	◇お出かけ	・静岡県、東海、近隣のイベント情報など
クーポン	◇クーポン	・ファーマーズマーケット等 ・レジャー施設
地域・JAの情報	◇お役立ち情報(リンク集)	・病院・子育てお役立ち・行政・特産品を買おう ・お金を借りたい・お金を貯めたい・JAに行こう
	◇JAからのお知らせ	・金融情報・JAのイベント・特産品など

◇ 「経営革新等支援機関」の認定取得について

当会は、東海財務局及び関東経済産業局より、平成30年8月31日付で「経営革新等支援機関(以下、「認定支援機関」という。)」の認定を受けました。

「認定支援機関」の取得により、行政が行う経営効率化への取り組みや、新技術等を取り入れた設備投資に対する様々な補助金・税制優遇等の支援措置にも柔軟に対応することが可能となりました。

今回の認定を機に、より一層農業生産者や中小企業の皆さまに対する支援体制を強化し、様々な経営課題の解決に向けた提案などの経営改善支援を行うことで、農業専門金融機関としてのコンサルティング機能の発揮に努め、引き続き地域の農業と経済の発展に貢献してまいります。

◇ **融資相談窓口の設置**

各融資営業の担当部店にお客さまからの融資相談に係る「相談窓口」を設置し、新規のご融資や金融円滑化等の各種ご相談に対応する体制を整備しています。

《金融円滑化に係る方針、金融円滑化に係る措置の実施状況》

>>> <http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/enkatsuka/index.html>

◇ **経営者保証に関するガイドラインへの対応**

平成25年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインへの対応方針を定めるなど、態勢整備に取り組んでいます。

本ガイドラインに基づき経営者保証に依存しない融資の一層の促進に努めるとともに、お客さまとの保証契約を締結する場合やお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づいて誠実に対応するよう取り組んでまいります。

《経営者保証に関するガイドラインへの対応方針》

>>> <http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/enkatsuka/index.html>

◇ **お客さま本位の業務運営に対する取組み**

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、会員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献してまいります。

《お客さま本位の業務運営に関する取組方針》

>>> <http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/solicitation/#fiduciaryduty>

4. 社会的・文化的貢献活動等

◇ 「公益信託JA・静岡県信連民俗芸能振興基金」による地域の民俗芸能保存・伝承活動への支援

JAバンク静岡は、農協法制定50周年記念事業の一環として平成11年3月に創設した「公益信託JA・静岡県信連民俗芸能振興基金」により、静岡県内各地の民俗芸能の保存・伝承活動に取り組んでいる団体や個人に対して、支援しております。

これまで、延べ219団体に対し、約5,304万円の助成を行いました（平成29年度（第19回目）については12団体に対し総額約325万円を助成しました）。

なお、静岡県内各地の国・県指定の無形民俗文化財保護団体を掲載した「しずおか民俗芸能マップ」は、JA窓口および各市町の教育委員会等に設置しています。



《二社厳冬海中みそぎ祭り》

「公益信託JA・静岡県信連民俗芸能振興基金」に関するお問い合わせ先

- 農中信託銀行株式会社 TEL. 03-5281-1340
- 静岡県信連 総務部 TEL. 054-284-9652

◇ JAバンク静岡から県内の小学校への教材本贈呈

JAバンクグループでは全国的な取組みとして、「JAバンクアグリ・エコサポート基金」を通じて地域の農業振興や環境保全に貢献する事業を展開しています。

この活動の一環として、食農教育や環境教育、金融経済教育をテーマに小学校高学年向けの補助教材を作成し、全国の小学校に贈呈しています。JAバンク静岡では、平成30年3月7日に静岡市教育委員会、平成30年3月12日に浜松市教育委員会、平成30年3月22日には静岡県教育委員会に対してそれぞれ目録を贈呈するとともに、県内531校（特別支援学校含む）の小学5年生（約3万2千人）に、食農・環境・金融経済をテーマとした補助教材「農業とわたしたちの暮らし」を贈呈しました。



《農業とわたしたちの暮らし》

◇ 「フードバンクふじのくに」への食料の寄贈

「フードバンクふじのくに」の設立の目的である「まだ安全に食べられるにもかかわらず処分されてしまう食料を、企業や個人から寄贈を受け、支援を必要としている人に適切に配るフードバンク事業を地域の仕組みとして確立させ、相互扶助の社会作りを目指す」ことに賛同し、当会が保管する防災食料の一部を寄贈しました。

